

二見利節を楽しむ会 会則

(名称及び事務所)

第1条 この会の名称は、「二見利節を楽しむ会」（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務所は、二宮町二宮814番地に置く。

(目的)

第2条 本会は、二見利節とその作品を後世に永く伝え、より多くの方々に向けた広報活動を行い、芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) イベント等の企画、運営
- (2) 広報宣伝物品の制作・販売
- (3) ふたみ記念館の事業への協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する個人で、次条に規定する会費を納めた者とする。

2 会員の有効期限は、会費を納入した年度の3月31日までとする。

(会費)

第5条 会費は一口1,000円とし、口数の上限は定めないものとする。

2 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(経費)

第6条 本会の経費は、会費、寄付金、広報宣伝物品販売収入等によって運営する。

(役員)

第7条 本会は、会員の中から次の役員を選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 書記 1名
- (6) 企画委員 複数名
- (7) 顧問 若干名

2 役員任期は2年間とする。ただし再任は妨げない。

(役員職務)

第8条 役員職務は、以下の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その統括を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 会計監査は、本会会計の監査を行う。

- (5) 書記は、本会の一般事務を行う。
- (6) 企画委員は、本会の事業等の企画提案を行う。
- (7) 顧問は、本会の活動について、専門的な立場から意見を述べる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会とする。

- 2 会長は、年1回総会を招集する。また、必要に応じ役員会を招集することができる。
- 3 総会の議事については、出席者の過半数の賛成をもって承認する。
- 4 役員会の議事については、役員²の2分の1以上が出席し、出席者の過半数の賛成をもって承認する。
- 5 総会に付議する事項は、次の通りとする。
 - (1) 会則の改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (4) 役員等の選出に関すること。
 - (5) その他特に必要な事項に関すること。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員資格の停止及び取り消し)

第11条 本会は会員が次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、本会は一切責任を負わない。

- (1) 本会の運営を妨害する行為があった場合
- (2) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- (3) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- (4) 第5条に規定する年会費の支払いを怠った場合
- (5) この会則に違反する行為があった場合
- (6) その他会員として不適当であると本会が認める場合

(個人情報の保護)

第12条 本会会員の個人情報及び本会が知り得た個人情報については、本会の活動目的以外には使用しない。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会の中で協議して定める。

附 則

この会則は、平成25年4月30日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月14日より施行する。